厚生労働省 中国四国厚生局 Press Release

令和８年 10 月 26 日

元保険医療機関及び元保険医への対応について

令和８年10月23日に開催されました中国地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消相当」について、これらを妥当とする建議がありました。

これを受け、中国四国厚生局長は、以下のとおり保険医療機関の指定の取消相当の取扱い及び保険医の登録取消相当の取扱いを行うこととしたのでお知らせします。

１　内容

（１）保険医療機関の指定の取消相当

名　　称　津谷歯科医院
所 在 地　広島県広島市東区中山東３－２－２
開 設 者　津谷　敏樹（つや　としき）
指定の取消相当年月日　令和８年10月26日

※　当該保険医療機関は令和７年３月22日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをするものです。

（２）保険医の登録の取消相当

氏　　名　津谷　敏樹（つや　としき）
登録の取消相当年月日　令和８年10月26日　(69 歳)

※　当該保険医は令和７年４月 30 日付けで登録を抹消していることから、登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録の取消処分と同等の取扱いをするものです。

２　監査を行うに至った経緯

（１）令和６年 12 月 19 日、津谷歯科医院に対して個別指導（診療報酬の平均点数が県の平均点数の一定割合を超えるものとして集団的個別指導を受けた保険医療機関のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関に該当したことを理由として選定されたもの）を実施したところ、２名の患者について、歯科技工指示書及び納品書に記載された欠損補綴物の設計と、診療録の記載及び診療報酬明細書の請求内容とが異なっていることが判明したが津谷歯科医師から明確な回答が得られなかった。このため、個別指導を中断した。

（２）令和７年１月 30 日に個別指導を再開したところ、５名の患者について、歯科技工指示書及び納品書に記載された口腔内装置又は欠損補綴物の設計と、診療録の記載及び診療報酬明細書の請求内容とが異なっていたことから、個別指導を再度中断した。
（３）個別指導時に取得した診療録等を確認したところ、同様の事例がさらに複数の患者について確認された。また、患者調査を実施したところ、装着したと調査回答のあった歯冠修復物の設計と診療報酬の請求内容が異なる事例や装着したと調査回答のあった部分床義歯の設計と診療報酬の請求内容が異なる事例等が認められた。
（４）以上のことから、診療内容及び診療報酬の請求について不正が強く疑われたため、監査要綱第３の１及び２に該当するものとして、令和７年５月 22 日から令和８年３月 26 日まで計８日間の監査を実施した。

３　取消相当の主な理由

監査において判明した取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。
（１）実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。（付増請求）
（２）実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。（振替請求）
（３）実際に行った保険適用外である診療を、保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。（その他の請求）
（４）上記（１）から（３）について、診療録に不実記載していた。
（５）上記（１）から（３）について、不正請求分に係る一部負担金を受領していた。
（６）保存期限が経過していないにもかかわらず、診療報酬明細書の請求がある月に該当する診療録を保存していなかった。

４　診療報酬の不正請求金額等

監査において判明した不正・不当の金額は、以下のとおり。
（１）不正請求　199件（80名）　1,443,190円
　　（令和４年11月分から令和７年３月分まで）
（２）不当請求　83件（24名）　111,331円
　　（令和４年11月分から令和７年３月分まで）

５　再指定及び再登録

原則として、指定の取消相当の日及び登録の取消相当の日から５年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。